

独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則

	平成 15 年 10 月 1 日	達第 27 号
改正	平成 18 年 3 月 28 日	達第 4 号
改正	平成 19 年 2 月 19 日	達第 1 号
改正	平成 20 年 3 月 19 日	達第 3 号
改正	平成 21 年 3 月 27 日	達第 6 号
改正	平成 24 年 3 月 26 日	達第 8 号
改正	平成 24 年 3 月 26 日	達第 8 号
改正	平成 29 年 1 月 19 日	達第 9 号
改正	令和元年 10 月 1 日	達第 2 号

目 次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)
第 2 章 契約の方法
第 1 節 通則 (第 3 条～第 4 条)
第 2 節 一般競争契約 (第 5 条～第 26 条)
第 3 節 指名競争契約 (第 27 条～第 30 条)
第 4 節 随意契約 (第 31 条～第 39 条)
第 3 章 契約の締結 (第 40 条～第 50 条)
第 4 章 監督及び検査 (第 51 条～第 57 条)
第 5 章 契約の履行の確保 (第 58 条～第 60 条)
第 6 章 契約の不履行に対する措置 (第 61 条～第 65 条)
第 7 章 契約に係る情報の公表 (第 66 条～第 69 条)
第 8 章 雑則 (第 70 条)
附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人空港周辺整備機構会計規程（平成 15 年規程第 10 号。以下「会計規程」という。）第 58 条の規定に基づき契約に関する事務取扱いについて定め、契約事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(他の規定との関係)

第 2 条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第 2 章 契約の方法

第1節 通則

(入札及び契約事項審査会)

第3条 会計規程第43条の規定により競争に付し、又は随意契約の方法による時、その他入札及び契約に関する事項について審査、調査、意見の表示等を行うため、別に定めるところにより入札及び契約事項審査会を置くものとする。

(契約の期間)

第4条 契約の期間は、次項に規定する場合を除き、1事業年度内の期間とする。

2 法令の規定に基づいて締結する契約であって、当該法令の規定により契約の期間が定められている場合は、当該期間を契約の期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約については、当該各号に掲げる期間又はその範囲内であって、経済上及び業務運営上の観点から合理的と認められる期間を契約の期間とすることができる。

- (1) 不動産の賃貸借 法定期間又は慣習として認められる期間
- (2) 動産の賃貸借及び保守 当該動産に関する法定耐用年数
- (3) 金銭の借入 借入の目的に応じた期間
- (4) 損害保険 保険の目的に応じた期間
- (5) 人材派遣 3年
- (6) 前各号に掲げる以外で複数の事業年度に渡る契約が必要なもの 別に定める期間

第2節 一般競争入札

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約担当役は、会計規程第43条第1項に規定する一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者について、当該各号に掲げる事実があった後3年間競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の形成を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は、競争入札に参加させ

ないことができる。

(一般競争に参加できる者の資格)

第7条 契約担当役は、一般競争に加わろうとする者に必要な資格を定めるものとする。

2 前項の資格は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 契約の種類ごとに必要とする国、地方公共団体又は公的機関が認める資格（当該資格について等級がある場合には当該等級）又は格付け。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、必要があると認める事項。

(入札の公告)

第8条 契約担当役は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法をもって公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 入札条件、契約条項等を示す場所
 - (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 競争入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨の事項
 - (7) 落札者の決定方法
 - (8) 契約条件に関する事項
 - (9) その他必要と認める事項
- 3 前項前3号に掲げる入札条件、契約条項等を示す書類は、競争入札の公告期間中、機構に備えつけて競争入札参加希望者の閲覧に供さなければならない。

(一般競争入札参加者の排除)

第9条 契約担当役は、入札条件及び契約条項等を承諾しない者を、入札に参加させてはならない。

2 契約担当役は、入札参加者又は入札代理参加者のうち、入札現場において第6条第1項第2号に掲げる行為をしたと認められる者があるときは、その者を入札から排除しなければならない。

(入札保証金の納付)

第10条 会計規程第45条第1項本文の規定による入札保証金は、入札前に納めさせなければならない。

2 会計規程第45条第2項の規定による入札保証金の納付に代えることのできる有

価証券等は、次の各号の一に該当する場合とし、その担保価値は当該各号に定めるところによる。

- (1) 機構債又は国債若しくは地方債 額面金額又は登録金額
 - (2) 日本電信電話(株)債権その他政府の保証のある債権 額面金額又は登録金額の8割相当額
 - (3) 銀行法(昭和56年法律第59号)の適用を受ける銀行が振出し又は保証した小切手 小切手金額
 - (4) 前号の銀行が保証し又は裏書した手形 手形金額
 - (5) 前各号以外のもので理事長の承認した担保 承認した価格
- 3 会計規程第44条第2項ただし書の規定に基づき単価について予定価格を定める契約(以下「単価契約」という。)にあつては、入札保証金の額は、入札参加者が見積る単価に契約予定数量を乗じて得た額の100分の5以上とする。

(入札保証金の納付の免除)

第11条 会計規程第45条第1項ただし書きの規定により次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証金保険契約を結んだとき。
- (2) 第7条第2項第1号の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の返還)

第12条 入札保証金は、落札者が決定した場合は決定後に、競争入札を打ち切った場合は打ち切り後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項ただし書きの規定にかかわらずその者の申出によりこれを会計規程第48条第2項に規定する契約保証金の一部に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を締結しないときは機構に帰属させるものとし、この旨を入札条件を示す書類によりあらかじめ入札参加者に知らせておかななければならない。
- 4 第18条第3項の規定に基づき入札の執行及び開札の日時を延期した場合において、納付済みの入札保証金があるときは、当該納付済みの入札保証金はあらためて入札又は開札等をする日時まで機構において保管するものとする。
- 5 入札保証金には利息は付さないものとし、この旨を入札条件を示す書類によりあらかじめ入札参加者に知らせておかななければならない。

(予定価格調書)

第13条 会計規程第44条の規定による予定価格は、競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって積算のうえ決定し、その価格を書面(以下「予定価格調書」という。)に記載して封書にし、入札執行の際これを開札の場所に置かなければ

ばならない。

- 2 予定価格調書は、契約担当役が作成するものとする。
- 3 予定価格調書は、入札書のすべてを開札した後に開封しなければならない。
- 4 予定価格調書及び予定価格は秘密とし、機構内部においても関係者以外の者にみだりにもらしてはならない。ただし、契約締結後であって第 67 条に定める場合においては、この限りでない。

(総合評価落札方式)

第 14 条 契約担当役は、会計規程第 46 条第 2 項に規定する総合評価落札方式により一般競争に付する場合には、予定価格のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 評価の対象とする項目
- (2) 評価の基準
- (3) 評価の方法

(二者以上の者と契約する場合の落札者の決定方法)

第 15 条 契約の目的から、二者以上の者と同一の調達内容について契約を締結する必要があると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した者のうち、当該入札価格（総合評価落札方式の場合にあっては入札価格及びその他の条件）の上位二者以上の者を落札者とする事ができる。

(低入札価格調査に関する基準価格)

第 16 条 契約担当役は、競争入札に付する契約のうち別に定めるものについて、会計規程第 46 条第 1 項ただし書の規定により、契約の相手方となるべき者の申込価格によっては適正な履行がなされないこととなるおそれがあるか調査をするべき基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設定するものとする。

(入札の方法)

第 17 条 入札は、競争入札に参加した者をして、第 4 項に規定する入札書を提出させる方法により行うものとし、口頭又は電話による入札は認めないものとする。

- 2 代理人による入札の場合は、入札の執行に先立ち代理委任状等の本人との委任関係を証明する書類の提出を求め、その委任状等が正当なものであるかどうかを確認しなければならない。
- 3 第 1 項の入札書の提出は封書にして持参させるのを原則とし、必要に応じて郵送による提出を認めるものとする。
- 4 入札書は、次に掲げる事項を記載させるとともに、氏名欄に押印させるものとする。
 - (1) 入札金額（総合評価落札方式による入札にあっては、入札金額及びその他の条件）
 - (2) 競争入札に付される事項
 - (3) 入札者の住所氏名（法人の場合は所在地名称及び代表者の氏名）
 - (4) 代理人が入札する場合は、前号に掲げるもののほか、代理人であることの表

示及び当該代理人の氏名

- (5) 入札年月日
 - (6) あて名
- 5 提出した入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。

(開札)

第 18 条 開札は入札の公告において示した日時及び場所で、契約担当役又は契約担当役が指定した者（以下「入札執行者」という。）が行うものとする。

- 2 入札の執行及び開札には、入札執行者以外の職員を立会させるものとする。
- 3 次の各号に掲げる場合には、入札の執行及び開札を一時中止するものとする。この場合において、既に入札者より提出された入札書（開札後の入札書にあっては封書のうえ入札者及び入札執行者がそれぞれ封印したものとする。）は機構において保管するものとする。
 - (1) 公正な競争入札若しくは公正な価格形成の妨害又は不正な利益を得るための連合があると認められる場合
 - (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札を執行することが不適當又は困難であると認められる場合
- 4 前項の規定に基づき入札の執行及び開札を一時中止した場合において、あらためて入札の執行及び開札をしようとするときは、入札参加者に対して文書（一時中止をしたのが公告期間中の場合にあつては公告）によりその旨を通知するものとする。
- 5 第 3 項の規定に基づき入札の執行及び開札を一時中止した場合において、一時中止の原因となった事由が止まず、再度の入札の執行及び開札を行うことが困難と認められる場合には、入札を取り止めることとし、その旨を公告するものとする。

(入札の無効)

第 19 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 第 17 条第 4 項各号に掲げる事項のうち第 5 号及び第 6 号を除く全部又は一部の記載が欠けている入札
- (3) 競争入札に付される事項の表示に重大な誤りのある入札
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札
- (5) 入札金額に訂正のある入札
- (6) 入札者の住所氏名（法人の場合は所在地名称及び代表者の氏名）又は入札代理人の氏名が判然としない入札
- (7) 入札者（代理人による入札の場合は入札代理人）の押印のない入札
- (8) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (9) 同一入札者（代理人による入札の場合は同一入札代理人）から 2 通以上提出された入札
- (10) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない入札
- (11) 明らかに不正な利益を得るために連合したと認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

- 2 競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ競争入札参加者に対して前項に掲げる各号の一に該当する入札は無効とする旨を知らせておかなければならない。

(再度入札)

第20条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 再度の入札を行うときは、当初の入札において入札書を提出しなかった者及び無効の入札をした者を参加させてはならない。
- 3 再度の入札を行うときは、予定価格その他の条件を変更してはならない。
- 4 再度の入札を行ってもなお落札者がいない場合において、更に引き続き入札を行うときは、前各項の規定を準用する。

(落札者となるべき同価の入札者が複数いる場合の取扱い)

第21条 開札をした場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて又は当該入札者による再度入札により落札者を定めるものとする。

- 2 前項の当該入札者にくじを引かせる場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札の保留)

第22条 第16条の規定に基づいて低入札価格調査基準価格を設定した入札において、落札者となるべき者の入札価格が、当該調査基準価格を下回った場合（この場合の価格を「低入札価格」という。以下同じ。）には、落札を保留するものとする。

- 2 前項に掲げる入札以外の入札においても、落札者となるべき者の入札価格が著しく低い価格である場合には、落札を保留するものとする。

(開札結果の通知)

第23条 入札執行者は、開札結果について、次の各号に掲げる事項を入札者全員に対して知らせるものとする。

- (1) 落札者があった場合にあっては、落札金額及び落札者の氏名（法人の場合は商号又は名称。以下同じ。）
- (2) 前条の規定に基づいて落札を保留する場合にあっては、最低入札価格及び落札を保留し次条に規定する調査を行う旨
- (3) 落札者がなく再度入札を行う場合にあっては、その旨及び最低入札価格並びに再度入札に関する事項

(低入札価格調査)

第24条 第22条の規定に基づいて落札を保留したときは、別に定めるところにより、低入札価格で申込んだ者について、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないか調査を行うものとする。

- 2 前項の調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれ若しくは当該低入札価格で契約すると公正な取引秩序を著しく乱すおそれがないと認められたときは、前条第1号の規定により落札者決定の通知を行うものとする。
- 3 第1項の調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれ若しくは当該低入札価格で契約すると公正な取引秩序を著しく乱すおそれがあり、当該低入札価格で申し込んだ者を相手方にしないことが適当と認められたときは、契約担当役は理事長に報告のうえ、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認を受けたときは、予定価格の制限の範囲内に達した次の順位者を落札者とするものとする。ただし、その者の入札価格が低入札価格であるときは、前3項の規定に準じて取り扱うものとする。
- 5 前項に規定する次の順位者を落札者とした場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を知らせるものとする。
 - (1) 当該落札者 落札者とした旨及びその他必要な事項
 - (2) 当該落札者より低い価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者
落札者とならなかった理由及びその他必要な事項
 - (3) その他の入札者 落札者を決定した旨並びに落札金額及び落札者の氏名

(競争入札の打切り)

第25条 競争入札参加者の全員が、入札の公告において示した入札の日時までに入札しない場合及び再度の入札（更に引続き再度の入札をする場合を含む。）を実施しても落札者がなく更に再度の入札を続行しても落札者がいないと認められる場合は、競争入札を打切るものとし、競争入札参加者全員に対しその旨を知らせなければならない。

(再度公告入札)

第26条 入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を締結しない場合において、あらためて公告のうえ競争入札に付そうとするときは、第8条に定める公告期間を5日までに短縮することができる。

第3節 指名競争契約

(指名競争入札による場合)

第27条 会計規程第43条第2項第2号に規定する一般競争入札に付することが不利と認められる場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げるおそれがある場合
- (2) 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入であって検査が著しく困難である場合
- (3) 契約上の義務違反があるときは、機構の事業に著しく支障をきたすおそれがある場合

(指名の通知)

第28条 指名競争入札において指名すべき者（以下「指名業者」という。）に対し

て、第8条第2項に掲げる事項（入札保証金に関する事項を除く。）を入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに到達するよう通知しなければならない。ただし、再度指名入札（指名競争入札に付したが入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を締結しない場合において、あらためて指名のうえ入札に付することをいう。）の場合、急を要する場合、その他やむを得ない場合は、通知の期間を入札に支障がない程度まで短縮することができる。

（参加者の有無を確認するための公募手続）

第29条 会計規程第43条第2項第1号の規定に基づいて指名競争に付する場合であつて、指名業者の他に競争に参加することができる者があるか確認する必要があると認められる場合には、第8条第2項に掲げる事項（入札保証金に関する事項を除く。）を示して、公募を行うものとする。

2 前項の公募の結果、参加希望者があつた場合には、当該参加希望者が競争参加資格を有するか審査を行うものとする。

3 前項の審査の結果、競争参加資格を有すると認めた参加希望者に対しては、前条の規定により指名の通知を行うものとする。

4 第2項の審査の結果、競争参加資格がないと認めた参加希望者に対しては、競争参加資格がないと認めた旨及びその理由を通知するものとする。

（一般競争に関する規定の準用）

第30条 第5条、第6条、第8条第3項、第9条、第13条から第25条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、各条項中「公告」とあるのは「通知」と、「一般競争」とあるのは「指名競争」と読み替えるものとする。

第4節 随意契約

（随意契約による場合）

第31条 会計規程第43条第3項の規定により随意契約による場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号の一に該当する場合とする。

（1） 会計規程第43条第3項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合

ア 特許権者、実用新案権者若しくは意匠権者が他人にその特許、実用新案若しくは意匠の実施を許諾していない場合、又はその実施権者が単独である場合において、その者との間で特許、実用新案又は意匠の実施を伴う契約をするとき。

イ 電気、ガス等の事業者との間で電気、ガス等の供給を受けるために必要な契約をするとき。（競争が成立しうると認められる場合を除く。）

ウ 特殊な技術又は設備等（以下「特殊技術等」という。）が不可欠な試験、研究、調査等を、当該特殊技術等を有する者に委託し、又は請け負わせるとき。

エ 国又は地方公共団体との間で契約をするとき。

- オ 機構の行う事業において、特定の者と契約を締結しなければその事業の目的を達成することができないとき。
 - カ 法令の規定に基づいて指定された者と契約するとき。
 - キ 郵便に関する料金。
 - ク 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合において出版元等との間で著作物に関する購入等の契約をするとき。
 - ケ 官報の公告をするとき。
 - コ 場所が限定され、供給者が特定される不動産の借上契約。（当該契約に付随する契約を含む。）
 - サ 機構の行う事業の目的を達成するために必要不可欠な特定の情報について、当該情報を提供することが可能な者との間で、当該情報の提供を受ける契約をするとき。
 - シ 法律顧問の委嘱又は訴訟代理契約をするとき。（セに該当する場合を除く。）
 - ス 産業医の委嘱をするとき。（セに該当する場合を除く。）
 - セ 入札以外の方法で複数の者から企画提案を受けて、その内容について審査を行う方法（以下「企画競争」という。）により契約の相手方を選定する必要が認められるとき。
 - ソ 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき。
- (2) 会計規程第 43 条第 3 項第 2 号に規定する緊急の必要により競争に付することができない場合 災害時の応急復旧に関する契約等やむを得ないとき。
- (3) 会計規程第 43 条第 3 項第 3 号に規定する競争に付することが不利と認められる場合
- ア 現に履行中の契約に直接関連する契約をする場合で、その同一の相手方と契約する方が著しく有利であると認められるとき。
 - イ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。
 - ウ 急速に契約を締結しなければその機会を失い、又は著しく不利な価格で契約を締結しなければならなくなるおそれがあるとき。
- (4) 会計規程第 43 条第 3 項第 4 号に規定する法人の行為を秘密にする必要がある場合
- ア 特殊で専門的なシステム又は機器の仕様書を一般競争入札等に付することにより、第三者がその内容を把握することができる状態となるため、法人の情報システム及び法人の個人情報に重大な影響を及ぼすと認められるとき。

(随意契約によることができる場合)

第 32 条 会計規程第 43 条第 4 項の規定により随意契約によることができる場合は、次条から第 35 条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の一に該当する場合とする。

(1) 会計規程第 43 条第 4 項第 1 号に規定する契約に係る予定価格が少額である場合

- ア 予定価格が 250 万円以下の工事又は製造をするとき。
- イ 予定価格が 160 万円以下の財産を買入れるとき。
- ウ 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円以下の物件を借り入れするとき。
- エ 予定価格が 50 万円以下の財産を売り払うとき。
- オ 予定賃借料の年額又は総額が 30 万円以下の物件を貸付けるとき。
- カ 上記以外の契約でその予定価格が 100 万円以下の契約をするとき。

(2) 会計規程第 43 条第 4 項第 2 号に規定する場合

- ア 土地又は建物若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸付けるとき。
- イ 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸付け又は信託するとき。
- ウ 運送又は保管をさせるとき。

(不落随意契約)

第 33 条 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札（さらに引き続き再度の入札をする場合を含む。）をしても落札者がいないときは、次の各号の一に該当する場合に限り、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

- (1) 急速に契約を締結しなければその機会を失うおそれがある場合。
- (2) 再度公告入札に付そうとする場合に当該入札に参加した者以外に申し込もうとする者がいないと判断される場合、又は再度指名競争入札に付そうとする場合に当該入札に参加した者以外に指名する者がいない場合。
- (3) 再々度の入札における最低入札価格と予定価格の階差が僅かであるとき。

(落札者が契約を締結しない場合の随意契約)

第 34 条 競争入札に付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第 35 条 前 2 条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第 36 条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 13 条の規定に準じて予定価格を積算のうえ決定し、予定価格調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる書面をも

って予定価格を決定し、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められている場合 法令に基づいた取引価格又は料金により算定した契約予定総額(単価契約の場合にあっては、法令に基づいた取引価格又は料金)が記載された書面
- (2) 特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められる場合 特定の取引価格又は料金により算定した契約予定総額(単価契約の場合にあっては、特定の取引価格又は料金)が記載された書面
- (3) 予定価格が 100 万円以下の場合 仕様書、設計書等によって積算した書面等

(見積書の徴取)

第 37 条 随意契約によろうとするときは、なるべく 2 名以上の者から見積書を徴取して契約の相手方を決定しなければならない。ただし、契約の性質上見積書を徴することができないとき又はその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が 50 万円を超えない場合であって、適切な市場価格調査を行うことによって、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるときは、見積書の徴取を省略することができる。

(参加者の有無を確認するための公募手続)

第 38 条 会計規程第 43 条第 3 項の規定により随意契約によろうとする場合のうち、随意契約をしようとする相手方以外の参加者の有無を確認する必要があると認められるものについては、参加者の有無を確認するため、次の各号に掲げる事項を示して公募を行うものとする。

- (1) 契約事項
- (2) 契約相手方の応募要件
- (3) 応募要件を満たす参加者が 1 者であった場合に随意契約に移行する旨
- (4) その他必要な事項

2 前項の公募における応募の期限は、原則として公募を行った日の翌日から 20 日間以上後に設定するものとする。

3 公募の結果、参加希望者があった場合には、当該参加希望者が応募要件を満たすか審査を行うものとする。

4 前項の審査の結果、応募要件を満たす者があった場合には、当該契約の内容に応じて、指名競争入札、企画競争又は見積合わせにより契約の相手方を決定するものとする。

5 第 3 項の審査の結果については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 参加応募要件を満たすと認められた者 応募要件を満たすと認めた旨及び今後の手続等必要な事項
- (2) 応募要件を満たさないと認められた者 応募要件を満たさないと認めた旨及びその理由

- (3) 応募要件を満たす者がいなかった場合に随意契約をするべき相手方 審査結果及び今後の手続等必要な事項

(企画競争)

第 39 条 企画競争は、公示により（前条第 3 項の規定により企画競争を行う場合にあっては、随意契約をしようとしていた相手方及び同条第 2 項の審査により応募要件を満たすとされた者に対して企画提案を応募する旨の通知をして）企画提案を応募するものとする。

- 2 企画提案は、企画提案書等を提出させる方法により応募するものとする。
- 3 前項の企画提案書等の提出期限は、原則として第 1 項の公示を行った日（前項かっこ書きの場合にあっては通知を行った日）の翌日から 20 日間以上後に設定するものとする。
- 4 企画提案書等の差し替え及び再提出は原則として認めないものとする。
- 5 企画提案書等の審査の結果、契約の相手方となるべき者を決定したときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 契約の相手方となるべき者として特定した者 契約の相手方となるべき者として特定した旨及びその他必要な事項
 - (2) 契約の相手方となるべき者として特定しなかった者 契約の相手方となるべき者として特定しなかった旨及び特定しなかった理由

第 3 章 契約の締結

(契約締結の時期)

第 40 条 契約担当役は、競争入札の結果、落札者を決定した日又は随意契約によって契約の相手方となるべきものを決定した日から起算しておおむね 5 日以内に、契約を締結するものとする。

(契約書の作成)

第 41 条 契約書を作成する場合は、先ず契約の相手方に契約書の案に署名又は記名押印をさせた後機構において署名又は記名押印し、機構において契約日付を記載した後その 1 通を相手方に交付するものとする。ただし、契約の相手方が国又は地方公共団体である場合その他事由のためこれによりがたい場合は、この限りでない。

(契約書の省略)

第 42 条 会計規程第 47 条第 1 項ただし書きの規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次の各号の一に掲げる場合とする。ただし、重要又は異例に属するものと認められるもの及び相手方において契約書の作成を必要とするものを除く。

- (1) 役務の提供等に係る契約のうち、慣習上契約書を作成していないもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約金額が 150 万円以下の契約（競争入札によるもの及び契約の期間が長期のものを除く。）

- 2 前項第2号の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、特に軽微な契約については、請書等の徴取を省略することができる。
- 3 第1項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の相手方、契約の目的、契約金額、履行期限その他必要事項を当該契約に係る決議書に記載しておかなければならない。

(契約書の記載事項)

第43条 会計規程第47条第1項本文の規定により作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
 - (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法並びに支払に係る遅延利息
 - (3) 監督及び検査に関する事項
 - (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
 - (5) 危険負担に関する事項
 - (6) かし担保責任に関する事項
 - (7) 保証又は担保に関する事項
 - (8) 契約の解除に関する事項
 - (9) 権利義務の譲渡等の禁止に関する事項
 - (10) 履行完了の届出に関する事項
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他必要な事項
- 2 前項第4号に掲げる違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとし、その旨を契約書又は請書において明らかにしておかなければならない。
 - 3 第1項第2号に規定する支払に係る遅延利息の額は、契約金額に別に定める割合を乗じて算出した額とする。ただし遅延利息の額が300円未満であるときは徴収又は支払いを要しないものとし、その額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(契約金額)

第44条 契約金額は、給付の全部に係る総額について確定しなければならない。

- 2 一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、前項の規定にかかわらず、単価をもって契約金額とすることができる。
- 3 前項の規定により単価をもって契約金額とするときは、発注の方法、取引数量の確定の時期及び方法その他必要な事項を約定しなければならない。
- 4 契約金額について必要があると認めるときは、相手方から契約金額内訳明細書を徴取しなければならない。

(代金等の納入)

第 45 条 売却代金又は賃貸料は、売却代金については当該契約物件の引渡し、移転の登記又は登録の時までに、賃貸料については使用開始の時までにその代金を完納させることを約定させなければならない。

- 2 契約の性質上又は売却代金について（競争入札による契約による場合を除く。）一時に完納させることが不適當又は困難であると認められるときは、前項の規定にかかわらず物件の引渡し、移転の登記又は登録の後に確実な担保を提供させるとともに別途定める割合による延納利息を付し、相当の期間を定め分割して納入させることができ、また、賃貸料について賃貸期間が6月以上にわたるものについては、適宜分割して定期的に前納させることができる。

(代金等の支払い)

第 46 条 機構において支払う代金等は、会計規程第 32 条の規定に基づく前金払又は概算払をする場合を除き、第 57 条の規定に基づく検査調書又は検収印のある納品書等により、契約についての適正な履行及び給付の完了を確認（会計規程第 33 条の規定に基づく部分払をする場合における既済部分又は既納部分の確認を含む。）した場合でなければ支払うことができない。この場合において、移転の登記又は登録等が第三者対抗要件となるものについては、機構を権利者とする登記又は登録等を完了した後でなければ支払うことができない。

- 2 代金等の支払は、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日から起算して、工事代金については 40 日以内、その他の給付に対する対価については 30 日以内に支払うことを約定しなければならない。ただし、契約の性質上これによることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 47 条 工事又は製造に係る請負契約、委託契約及び契約の目的又は性質上契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し請負わせ若しくは委託することが適當でない認められるものについては、理事長の承諾を得ないで契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し請負わせ若しくは委託してはならない旨を契約の相手方に約定させなければならない。

- 2 契約の目的物及び検査に合格した工事材料等については、理事長の承諾なしに第三者に譲渡し、貸与し又は担保の目的に提供しない旨、並びに契約の履行に際して知り得たこと又は調査委託契約等の場合における調査の内容及びその結果等については、理事長の承諾なしに当該契約以外の用途に使用してはならない旨を契約の相手方に約定させなければならない。

(契約保証金の納付)

第 48 条 会計規程第 48 条第 1 項の規定による契約保証金は、契約締結時に納付させなければならない。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、契約の相手方が契約保証金に代わる有価証券等を納付しようとする場合に準用する。

- 3 単価契約の場合における契約保証金の額は、その単価に契約予定数量を乗じて得た額の100分の10以上とする。

(契約保証金の返還等)

第49条 契約保証金は、契約を履行した後に返還しなければならない。

- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは機構に帰属させるものとし、この旨をあらかじめ約定しておかなければならない。
- 3 契約保証金には利息は付さないものとし、この旨をあらかじめ約定しておかなければならない。

(契約保証金の免除)

第50条 会計規程第48条第2項に定める契約保証金を免除することができる場合は、次の各号の一に掲げる場合とする。

- (1) 売却代金の即納に係る場合
- (2) 売却代金の延納を認める場合において、確実な担保が提供される場合
- (3) 契約の相手方が保険会社又はそれに準ずる者との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合
- (4) 契約の相手方が保険会社との間に機構を債権者とする債務の履行を保証する公共工事保証証券による保証を付する場合
- (5) 随意契約でその必要がないと認められる場合
- (6) 第7条第2項第1号の資格を有する者を契約の相手方とする場合
- (7) その他契約の性質又は社会通念上契約保証金を徴することが不相当と認められる場合

第4章 監督及び検査

(監督の委託)

第51条 会計規程第49条ただし書きの規定により機構の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる場合は、特に専門知識又は技能を必要とすること、その他の理由により機構の職員によって監督を行うことが困難な場合又は適当でないとして認められる場合とする。

(監督員の一般的職務)

第52条 会計規程第49条の規定により契約担当役から補助者として指定された者(以下「監督員」という。)は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事又は製造に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督員は、監督の実施に当り、契約の相手方の業務を不当に妨げるものがないよ

うにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査の委託)

第 53 条 会計規程第 50 条ただし書きの規定により機構の職員以外の者に委託して検査を行わせることができる場合は、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により機構の職員によって検査を行うことが困難な場合又は適当でない認められる場合とする。

(検査員の一般的職務)

第 54 条 会計規程第 50 条の規定により契約担当役から補助者として指定された者(以下「検査員」という。)は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ破壊若しくは分解又は試験して検査し又は当該契約に係る監督員及び契約の相手方若しくはその代理人の立会を求め、これを行わなければならない。この場合における破壊若しくは分解又は試験による検査の費用は、契約の相手方の負担とする。

2 契約の相手方から契約の履行の完了した旨の届出があったときは、その届出を受理した日から起算して工事については 14 日以内、その他の給付については 10 日以内に検査を完了することとし、かつ、その旨を約定しなければならない。ただし、契約の性質上当該期間内に検査することが著しく困難と認められるものについては、当該最長期間に 1.5 を乗じた日数の期間内において検査期間を約定することができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第 55 条 機構の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の監督又は検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(監督員と検査員との兼職禁止)

第 56 条 監督を行う者と検査を行う者とは、契約担当役が自ら行う場合を除き、同一の契約事案についてはその職務を兼ねてはならない。ただし、天災地変等により、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(検査調書)

第 57 条 検査員は、検査完了後遅滞なく検査調書を作成し、契約担当役に提出しなければならない。

2 前項の検査調書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の相手方

- (3) 契約金額
 - (4) 契約年月日
 - (5) 履行期限
 - (6) 履行完了の日
 - (7) 検査年月日
 - (8) 立会人の所属、職及び氏名
 - (9) 検査のてん末
 - (10) その他必要事項
- 3 検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると認めるときはその旨、及び必要と認める措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。
- 4 契約担当役は、前項に掲げる検査調書の提出を受けたときは、速やかに契約の相手方に対して契約の内容に適合するよう修補その他適切な是正措置をとらせるとし、是正措置が完了したときはあらためて再検査をさせるものとする。
- 5 次の各号に掲げる検査において、検査員は、契約の相手方の給付が当該契約の内容に適合したものであると認めた場合は、検査調書の作成を省略することができる。
- (1) 継続的供給契約に基づき、一定期間を定めて分割して給付される物件又は役務の提供に係る検査
 - (2) 契約金額が 150 万円以下の契約に係る検査

第 5 章 契約の履行の確保

(危険負担)

第 58 条 契約の目的物の引渡しを受ける前に契約の相手方の責に帰することのできない事由により、契約の履行が全部又は一部不能になった場合の損害は、契約の相手方の負担とする旨約定しなければならない。ただし、機構の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

- 2 契約の目的物の引渡しを受ける前において、当事者双方の責に帰することのできない事由により生じた損害は、契約の相手方の負担とする旨約定しなければならない。
- 3 前項の場合において、天災地変その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害の全部又は一部を機構の負担とすることができる。

(瑕疵担保)

第 59 条 契約を締結する場合、契約を行おうとする物件で瑕疵担保期間を特約する必要があると認めたものについて、その耐用年数、取引の慣行等を考慮して、その都度定めるものとする。ただし、工事については原則として次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造又はこれに類する材料による工事目的物については、引渡しを受けた日から 1 年

- (2) コンクリート、土、石、れんが、金属、モルタル及びこれらに類する材料による工事目的物については、引渡しを受けた日から2年

(瑕疵の補修等)

第 60 条 前条の規定により定めた瑕疵担保期間内に契約を行った目的物に瑕疵が発見されたときは、すみやかに契約の相手方に瑕疵の補修、代替品の提供等の措置を講じさせなければならない。

- 2 契約の相手方に対して必要があると認めるときは、前項に規定する措置に代え、又はこれとともに損害賠償を請求するものとする。

第 6 章 契約の不履行に対する措置

(遅延利息)

第 61 条 契約の相手方の責に帰すべき事由により履行期限までに契約の履行が行われないときは、契約の相手方から履行期限の満了する日の翌日から履行の行われた日までの日数に応じ、次の各号の一により算定した金額に別に定める割合を乗じて算出した額を遅延利息として徴収するものとする。

- (1) 既に引渡しを受けた部分がある工事等については、当該部分に対する契約代価相当額を契約代価から控除して得た金額
(2) 前号以外の工事等については、契約代価
(3) 前各号以外については、当該未履行部分に対する契約代価

(契約解除)

第 62 条 次の各号の一に該当するときは、契約を解除するものとする。

- (1) 契約の相手方がその責に帰すべき理由により契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は明らかに契約を履行する見込みがないと認められるとき。
(2) 契約の相手方が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により、許可を取消され、又は営業停止を命ぜられたとき。

(解除に伴う措置)

第 63 条 第 62 条の規定により契約を解除し、損害を受けたときは、契約の相手方に対して損害賠償を請求しなければならない。

(違約金)

第 64 条 第 62 条の規定により契約を解除するときは、契約の相手方から契約金額に別に定める割合を乗じて算出した額を違約金として徴収する旨を約定するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、契約の相手方が当該契約につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為を行ったことが認められた場合には、違約金を徴収する旨を約定するものとする。

(相殺等)

第 65 条 契約の相手方から徴すべき遅延利息又は違約金は、その者に支払うべき金額と相殺し、若しくは契約保証金又はこれに代わる担保が納付されている場合には当該契約保証金又は担保をもって遅延利息又は違約金に充当するものとする。

第 7 章 契約に係る情報の公表

(公共工事の発注見通しに関する情報の公表)

第 66 条 毎事業年度、4月1日以後遅滞なく、当該事業年度に発注することが見込まれる公共工事（第 32 条第 2 号ウに該当するもの及び予定価格が第 32 条第 1 号アに規定する金額を超えないと見込まれるものを除く。）に関する次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (2) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載するとともに、一般競争入札又指名競争入札において総合評価落札方式を行う場合はその旨を記載する。）
 - (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- 2 毎事業年度、少なくとも一回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。
- 3 前2項の規定により公表する期間は、公表した日から当該事業年度の3月31日までとする。

(契約の内容に関する情報の公表)

第 67 条 機構の支出の原因となる契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る事項を公表するものとする。ただし、次に掲げる契約については、この限りでない。

- (1) 第 31 条第 1 号イ、エ又はコに該当する契約
 - (2) 第 31 条第 1 号オに該当するもののうち、土地の取得又は建物等の損失補償に関する契約
 - (3) 予定価格が第 32 条第 1 号ア、イ、ウ又はカのそれぞれの金額を超えない契約
 - (4) 第 32 条第 2 号ウに該当する契約
- 2 前項の規定により公表する契約に係る事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 契約の名称及び概要
 - (2) 契約の相手方の商号又は名称及び住所（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 2 項に規定する個人情報に該当する場合を除く。）
 - (3) 契約を締結した日及び契約の期間又は終期
 - (4) 契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載するとともに、一般競争入札又指名競争入札において総合評価落札方式によった場合はその旨を記載する。）
 - (5) 契約金額

- (6) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は機構の事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - (7) 落札率（予定価格を公表しないものを除く。）
 - (8) 一般競争入札を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 入札者への参加申請者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者がある場合はその者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - イ 入札者の商号又は名称及び入札金額
 - ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額
 - エ 低入札価格調査基準価格を定めた場合は、当該価格
 - オ 低入札価格調査を行った場合は、当該調査結果の概要
 - カ 総合評価落札方式により落札者を決定した場合は、その者を落札者とした理由
 - (9) 指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 指名した者の商号又は名称及びこれらの者を指名した理由
 - イ 前号イからカに規定する事項
 - (10) 随意契約によることとした場合における次に掲げる事項
 - ア 契約の相手方を選定した理由（企画競争又は公募手続を行った場合は、その結果の概要）
 - イ 契約の相手方に、機構の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる事項については、一般競争入札又は指名競争入札を行った後に公表することを妨げない。
- (1) 落札者を決定した場合 前項第8号（同号エに掲げる事項を除く。）又は第9号（同号イの規定に基づいて公表する前項第8号エに掲げる事項を除く。）に掲げる事項
 - (2) 落札を保留した場合 前項第8号（同号エ及びオに掲げる事項を除く。）又は第9号（同号イの規定に基づいて公表する前項第8号エ及びオに掲げる事項を除く。）に掲げる事項
- 4 前3項の規定により公表している契約について、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額及び変更した理由を公表するものとする。
- 5 前4項の規定により公表する期間は、契約を締結した日の翌日から起算して少なくとも一年間を経過する日までとする。

（契約の手続等に関する情報の公表）

第68条 契約の手続等に関する事項のうち、次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 競争参加資格に関する事項
- (2) 低入札価格調査に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

2 前項の公表は、常時行うものとする。

(公表の方法)

第 69 条 この章における情報の公表は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

第 8 章 雑則

(書面への記名押印)

第 70 条 この細則に基づいて行う入札、見積徴取、契約の締結及びその他の契約に関連する手続において、書面の提出を受け又は書面の遣り取りを行う場合、その相手方が法人のときは、当該書面への記名押印は当該法人の代表者又は支配人によるものとする。ただし、次に掲げる書面については、当該法人の代表者又は支配人から委任を受けた者による記名押印を認めることができる。

- (1) 入札における入札書
- (2) 随意契約における見積書
- (3) 契約書等において相手方に設置を義務付けた当該契約における責任者に対して提出を求めるべき書面がある場合の当該書面

附 則

- 1 この細則は、平成 15 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から施行する。
- 2 この細則の適用日前に締結した契約（同日以後に締結するその変更契約を含む。）については、なお、従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日達第 4 号）

この細則の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 19 日達第 1 号）

この細則の改正は、平成 19 年 4 月 1 日以降に締結する契約から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日 達第 3 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日 達第 6 号）

- 1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行日前に締結した契約であって、施行日以降にわたって契約の期間が継続するものについては、その契約の期間が終了するまでの間に限り、なお従前の例によることができる。
- 3 この細則の施行の際、現に各事業本部が作成している競争入札参加有資格者名簿については、平成 21 年 7 月 31 日まで有効とし、当該名簿が有効な間は、一般競争入札に付そうとするものの内容に応じた当該名簿の業種及び当該業種における等級

に登録されている者であることを当該入札の競争参加資格の一つとすることができる。

- 4 前項の規定に基づいて、競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であることを一般競争入札の競争参加資格の一つとした場合には、当該入札について第7条第2項第1号に掲げる事項を競争参加資格とすることを要しない。

附 則（平成24年3月26日達第8号）

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成29年1月19日達第9号）

この細則は、平成29年1月19日から施行する。

附 則（令和元年10月1日達第2号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。